

10月は労働保険適用月間
「雇ったら、入る。」
旭川労働基準監督署
☎0166 51 6101

労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。労働保険は、労働者の生活安定、福祉の増進などを図ることを目的に、政府が直接管理運営している強制的な保険です。労働保険は、農林水産業の一部を除き、個人・法人にかかわらず労働者を一人でも雇用する事業について加入が義務付けられています。日々雇用者やパート・アルバイトなどであっても保険の対象（就業形態によっては労災保険のみ）となります。労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに加入手続きをしてください。お問い合わせ先
旭川労働基準監督署
☎0166 51 6101
旭川公共職業安定所
富良野出張所 ☎23 4121

10月1日から7日まで
「全国道路標識週間」
旭川開発建設部・富良野道路事務所
☎23 3171

全国道路標識週間は、道路標識に対する関心を高め、標識の果たす役割を理解していただくことを目的としています。現在、親しみとつるおいのある標識整備を進めており、道路案内や安全走行の充実を図っていますが、より一層分かりやすく利用しやすいものとするため、皆さんからのご意見やアイデアをお待ちしています。旭川開発建設部道路第2課
☎0166 32 1111
旭川開発建設部富良野道路事務所 ☎46 5111

平成18年度事業所・企業統計調査
10月1日、事業所・企業統計調査が行われます。
全国すべての事業所や企業が対象です。9月下旬から調査員が調査票を持って皆さんの事業所をお訪ねします。どうぞ協力ください。
総務省統計局・北海道

万一の交通事故でも私たちが必ず守ってくれる。
それが「自賠責制度」
北海道運輸局旭川運輸支局
☎0166 51 5272

交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、事故発生件数は6年連続で90万件（平成17年末）を超え、負傷者数は7年連続で100万人を超えるなど、誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとつても加害者にとつても悲惨な結果をもたらすものです。自賠責保険・共済は、原動機付自転車を含むすべての自動車の保有者に、自動車1台ごとに加入が義務付けられています。すべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の保護を目的としています。

運転免許証更新時講習

(財)富良野地方交通安全協会
☎22 0110(内線456)

優良講習(30分)
10月5日(木) 13時～ / 10月13日(金) 13時～
一般講習(1時間)
10月5日(木) 14時～ / 10月25日(水) 13時～
初回講習(2時間)
10月13日(金) 14時～
違反講習(2時間)
10月10日(火) 13時～ / 10月25日(水) 14時30分～

講習会場
富良野市西麻町1番1号
富良野地域人材開発センター

講習を受ける前に、必ず警察署で免許更新手続きを行ってください。

ニュースポーツ指導者養成講習会

子どもから高齢者まで、だれもが、いつでもスポーツに親しむことができる機会の充実のために、トリノ五輪カーリング代表の「小野寺 歩」氏の講演とキンボール、フロアカーリング、テニポンなどのニュースポーツを体験し、知識や技術に関する研修を行いますので、スポーツの指導に携わる方や指導者を目指す方は、ぜひご参加ください。

- ・とき 10月14日(土)・15日(日)
- ・ところ 14日：鷹栖町公民館
15日：鷹栖町総合体育館

詳しい内容は、お問い合わせください。

参加申込み・お問い合わせ先
教育庁上川教育局社会教育指導班 ☎0166-46-4953